

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第68号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成5年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第6項及び第4条の規定に基づき、<u>香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び高松空港県営駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第3条 駐車場に駐車させることのできる自動車（以下「自動車」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル<u>（高松空港県営駐車場にあっては、長さ5メートル）</u>以下、幅2メートル以下、高さ2メートル（香川県玉藻町駐車場にあっては高さ2.2メートル、<u>高松空港県営駐車場にあっては高さ2.5メートル</u>）以下のものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券又は定期券により利用する場合の使用料は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料高松空港県営駐車場の項に規定する規則で定める額及び駐車場を定期券により利用する場合の使用料は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(駐車期間の制限)</p> <p>第5条 駐車場においては、自動車は、1週間<u>（高松空港県営駐車場にあつ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第6項及び第4条の規定に基づき、<u>香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場</u>（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第3条 駐車場に駐車させることのできる自動車（以下「自動車」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2メートル（香川県玉藻町駐車場にあっては、<u>高さ2.2メートル</u>）以下のものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券又は定期券により利用する場合の使用料は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>(駐車期間の制限)</p> <p>第5条 駐車場においては、自動車は、1週間を超えて引き続き駐車しては</p>

ては、2週間)を超えて引き続き駐車してはならない。ただし、定期券により利用する場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

別表第1 (第4条関係)

略

別表第2 (第4条関係)

1 30分を超える場合の使用料

利用時間	単 位	使用料の額
5時間以内	1台につき1時間までごと	150円
5時間を超え24時間以内	1台	800円

備考 24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

2 定期券により利用する場合の使用料

利用区分	単 位	使用料の額
午前0時から午後12時まで	1台につき1月	5,140円
	1台につき3月	13,870円
	1台につき6月	24,670円

附 則

この規則は、平成26年12月20日から施行する。

ならない。ただし、定期券により利用する場合その他知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

別表 (第4条関係)

略